

令和3年5月25日

# むつ市都市計画審議会議事録

## 【第51回】

開催場所 むつ市役所本庁舎 議会大会議室

## 第51回むつ市都市計画審議会次第

○日 時 : 令和3年5月25日(火) 午後1時30分から

○場 所 : むつ市役所本庁舎 議会大会議室

○次 第

### むつ市都市計画審議会 調査審議案件 諮問

1. 諮問

### 第51回むつ市都市計画審議会

1. 市長挨拶(代理 副市長)

2. 議事進行

(1) 調査審議

① むつ都市計画用途地域の変更案について

② むつ都市計画公園の変更案について

③ むつ都市計画道路の変更案について

(2) 意見聴取

① むつ市立地適正化計画の変更案について

② むつ市景観計画案について

3. 閉 会

むつ市都市計画審議会【第51回】

○【委員名簿(11名)】

・市議会の議員

佐々木肇	委員
杉浦弘樹	委員
住吉年広	委員

・学識経験のある者

其田桂	委員
坂本正一	委員
菊池誠	委員
坪二三子	委員
須藤恵子	委員
越後林達巳	委員
和田榮子	委員

・その他市長が適当であると認める者

村舘一明	委員
------	----

○ むつ市副市長 川西 伸二

○【事務局】

都市整備部長		中里敬
都市整備部政策推進監		畑中涉
都市計画課長		黒澤幸太郎
都市計画課都市計画グループリーダー		八戸啓介
都市計画課都市計画グループ	主査	杉山拓也
都市計画課みどりと景観グループ	主任	黒沢さやか
都市計画課都市計画グループ	主任	丸谷知功
都市計画課都市計画グループ	主事	金子祥也

司会  
(金子)

皆様、本日はお忙しいところ、むつ市都市計画審議会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

ただ今より、第51回むつ市都市計画審議会を開催いたします。

本日は前回の開催から期間が過ぎ、新たに委員となられた方もおりますことからこの場をお借りしまして、委員の皆様のご紹介と事務局である都市整備部職員の紹介をさせていただきたいと存じます。

はじめに学識経験者の委員をご紹介します。

其田委員でございます。坂本委員でございます。菊池委員でございます。坪委員でございます。須藤委員でございます。越後林委員でございます。和田委員でございます。

続きまして、市議会議員の委員をご紹介します。

佐々木委員でございます。杉浦委員でございます。住吉委員でございます。

続きまして、関係行政機関の委員をご紹介します。

下北地域県民局地域整備部長の村舘委員でございます。

次に、事務局職員を紹介します。

都市整備部長の中里です。都市整備部政策推進監の畑中です。都市計画課長の黒澤です。都市計画課都市計画グループリーダーの八戸です。都市計画グループ主査の杉山です。みどりと景観グループ主任の黒沢です。都市計画グループ主任の丸谷です。最後に私、都市計画グループ主事の金子と申します。よろしく願いいたします。

以上で、委員及び事務局員職員の紹介を終わります。

## 一、 諮問

それでは、本日の案件について諮問いたします。本日、市長が公務により出席できませんので、副市長より都市計画審議会に諮問いたします。副市長お願いいたします。

副市長

次の案件について、むつ市都市計画審議会での審議及び意見を求めたく、諮問いたします。

1. むつ都市計画用途地域の変更案について
2. むつ都市計画公園の変更案について
3. むつ都市計画道路の変更案について
4. むつ市立地適正化計画の変更案について
5. むつ市景観計画案について

以上、よろしく願いいたします。

司会

ありがとうございます。これでむつ市都市計画審議会への諮問を終わります。

続きまして、副市長よりご挨拶を申し上げます。

副市長

皆さんこんにちは。今日、宮下市長が他の公務により、出席できませんので、申し訳ありませんが私の方から一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、ご多忙中のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より市政発展のために御理解と御協力を賜りまして、心より感謝申し上げます。

さて、本日審議していただきます案件は、先程諮問いたしました用途地域の変更、都市公園の変更、都市計画道路の変更、立地適正化計画の変更及び景観計画の策定についてとなっております。今後につきまして、皆様に審議していただく都市計画に基づき、官民連携による様々な事業が組み合わされていくことで、コロナ禍における新しいまちづくりや、コンパクトシティの推進を図っていきたいと考えておりますので、委員各位の忌憚のないご意見をもって、審議していただきますようお願いいたします。

最後になりますが、委員の皆様の今後ますますのご活躍と本審議会の実り多い成果をご期待申し上げます。私からの挨拶とさせて

司会

いただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。ここで、誠に恐縮ではございますが、所用により副市長は退席させていただきますことを、お許しいただきたいと存じます。

それでは、会議を進めさせていただきます。ただ今の出席委員は11名全員の出席となっておりますので、むつ市都市計画審議会条例第6条第2項により、本日の会議は成立することをご報告させていただきます。

はじめに、配付資料の確認をいたします。事前に送付した資料をお持ちいただいている方もいらっしゃるかと思いますが本日改めて配付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

配付資料一覧のとおりであります。資料の過不足等はございませんでしょうか。

それでは、審議の方に入らせていただきますが、その前に、いくつか連絡事項がございます。

1点目、審議の中で委員の皆様が発言される時があるかと思えます。その際、新型コロナウイルス対策の面からマスクは外さず、着用したままで発言をお願いします。なお新型コロナウイルス対策の一環として、扉を開けた状態で会議を進めさせていただきます。あらかじめご了承ください。

2点目、マイクの使い方になりますが、マイク中央にありますボタンを一度押していただき、ランプが緑になりましたら発言をお願いします。なお発言が終わりましたら、ボタンを押していただきますようご協力お願いいたします。

それでは、議事に入りますが、本日の終了は午後3時を予定しております。委員皆様の御協力をお願いいたします。

議事の進行は、むつ市都市計画審議会条例により会長が行うこととなっておりますので、其田会長よろしく申し上げます。

議長  
(其田会長) 皆さんこんにちは。ただいまから、都市計画条例に基づき私が進行させていただきます。皆さんの御協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきますが、議案審議に入る前に本審議会は公開といたしますので委員の皆様には予めご了承いただきたいと思います。

はじめに議事録署名員を2名選任したいと思います。学識経験者から菊池委員、市議会議員から住吉委員の2名を選任してよろしいでしょうか。

委員（全体） 異議なし

議長 異議なしということでありありがとうございます。菊池委員、住吉委員よろしく願いいたします。

これから議案審議に入りますが、次第のとおり本日は3件の議案審議及び2件の意見聴取があります。皆様御協力をお願いします。

それでは、むつ都市計画の変更については、関連性がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

事務局  
(丸谷) みなさんこんにちは。むつ市都市計画課丸谷と申します。私の方から、むつ市都市計画の変更ということで、ご説明をさせていただきますと思います。前の方にスライドも映しておりますので、そちらもご覧いただきながら、聞いていただければと思います。

まず説明の流れになりますが、これまでの経緯と今回の都市計画変更の説明をし、各案件に関する説明を行います。

まず、これまでの経緯ですが、本年1月に素案、4月に原案、昨

日まで案の縦覧を行い、本日の都市計画審議会となっております。  
なお、素案から案まで意見を募集しておりましたが、特に意見等は  
ございませんでした。また、昨年6月から9月まで、都市計画に対  
する意見等を募集しておりましたが、意見要望等については、柳町  
地区における用途地域の緩和に関してメールが51件寄せられまし  
たが、当該地区は、排水機能が脆弱であることから、土地利用計画  
を踏まえる必要があるため、都市計画提案が望ましいものと考え、  
今回の変更には反映しておりません。

さて、今回の都市計画変更の概要ですが、都市公園については、  
金谷公園と宇田児童公園の区域の変更、用途地域についてはむつ総  
合病院周辺の用途地域緩和の変更、都市計画道路については事業中  
路線以外の長期未着手路線等の廃止をするものとなっております。

それでは、都市計画公園の変更についてご説明いたします。

まず、宇田児童公園の変更についてであります。むつ市みどりの  
基本計画では、持続可能な公園づくりを進めていくため、公園の統  
廃合などのストック再編の促進を図っていくことが示されていると  
ころであります。また、このあと説明がありますむつ市景観計画に  
おいては、眺望点や観光地での景観向上ということで、眺望点の整  
備を進めることにより、新たな価値の創出や景観の活用を推進する  
こととなっております。

以上のことを踏まえまして、宇田児童公園については、公園の南  
側にありますこちらの宇田運動広場を公園区域に追加することとな  
り、面積は0.17ヘクタール増加して、合計0.46ヘクタール  
となります。

こちらは変更後の区域を示した図となります。今回このように変  
更をすることにより、全国的にも珍しい護衛艦を間近で望むことが  
できる場所として、都市公園事業等により魅力ある景観を見て楽し  
むことができる眺望点の整備を進め、新たな価値の創出や景観の活  
用を推進していきたいと考えております。



次に、金谷公園の変更についてですが、むつ市都市計画マスタープランの地域別構想、むつ中央下北地域における地域づくりの方針では、金谷公園はむつ総合病院との連携を考慮した活用と、むつ総合病院における高度医療施設の集積の2点が示されているところがあります。次に、むつ市みどりの基本計画では、金谷公園は子育て世代のための公園であるため、その機能の維持と向上を図るという方針が示されているところです。

また、現在むつ総合病院の新病棟建設事業が進められておりますが、建設に向けた基本構想において、金谷公園との一体的な機能の整備が位置付けられており、安全安心を支えるエリアの拠点と多世代交流の拠点が示されております。

こちらは基本計画からの抜粋となりますが、新病棟は金谷公園の南側が建設予定地となっているところです。これらのことを踏まえて、変更案では建設予定地を公園区域から除外し、キッズパークや文化財収蔵庫を含んだ区域を追加することで、公園と周辺施設の一体的な空間形成によるエリアの魅力向上を図ることとしております。こちらは変更後の区域を示した図となります。こちらについては、面積は4.1haということで、変更はございません。

続きまして、用途地域の変更に関する説明に移らせていただきます。用途地域は、その指定される地域ごとに建築物が制限されるものとなっておりますその種類は13種類となっております。このうち、中央部分に明示しております田園住居地域は、平成30年度の都市計画法改正により、新たに創設された用途地域となっております。むつ市では、この田園住居地域と第二種低層住居専用地域を除く11種類の用途地域が指定されているところです。

次に今回用途地域を変更しようとしている場所は、むつ総合病院周辺となっております。こちらは変更箇所の大図となりますが、元々は変更箇所の左側に見えます緑の第一種中高層住居専用地域となっておりますが、今回第一種住居地域に変更することとしており

ます。また、これにより制限が緩和される建築物はご覧のとおりですが。主なものとしたしましては、2のボーリング場や3のホテル、旅館が建築できるようになっております。さらに、店舗・飲食店等も3,000㎡までは建築しても良いこととなっております。

今後金谷地区においては、大学キャンパス、認定こども園及びむつ総合病院新病棟の整備が予定されていることから、ただ今の説明のとおり、用途地域を変更することにより、既存の金谷公園、下北文化会館、小学校及びキッズパーク等と合わせ、当市における賑わいや交流の拠点としての新しいまちづくりを進め、エリアの魅力を高めていきたいと考えております。

本年3月31日には北海道・東北では唯一、コロナ禍を踏まえた新たな日常に対応した新しいまちづくりを推進するモデル都市の全国13都市の1つとして、選定されたところです。これにより、今年度から3年間、国からの支援を集中的・重点的に受けられることになりました。これに基づき事業が実施されるエリアは、こちらの田名部地区と金谷地区となっております。

この取組に基づき様々な事業を講じていくことで、金谷公園を核とした一体的な空間づくりを進め、新しい交流、コミュニケーション、にぎわいの拠点としていきたいと考えております。

最後に、都市計画道路の変更についてです。

むつ市都市計画マスタープランの主要課題の整理において、都市計画道路の見直し、各路線の機能の検討を図る必要があるとされております。次に、都市施設整備の方針においては、立地適正化計画と連動するよう見直すこととされています。また、実現化へ向けた基本的な考え方としましては、長期未着手路線は見直しを行うこととしています。

さらに、都市計画決定へ向けた基本的な考え方としましては、数十年間事業の進展がない路線については、過大な公共投資を抑制する観点、効率的な整備をする観点などから、代替路線の有無や住民

ニーズ等を勘案して、廃止も視野に入れた検討をし、見直しを行うこととなっております。

これらのことを踏まえまして、むつ都市計画道路のうち、市に決定権のある路線で事業中の路線以外を廃止することにします。むつ地区においては、真ん中にあります3・5・4号海老川むつ病線、来さまい館近くにありますが3・5・8号横迎町明神川線、また大湊地区のバイパスから国道に下りていく3・5・11号大湊浜町八森線の3路線を廃止し、事業中の横迎町中央2号線は交差する数を5から2ということで変更します。次に大畑地区となりますが、3・3・4号上野線、3・4・8号大畑本町松ノ木線の2路線を廃止します。

なお、各路線の詳細や変更理由書については、お手元にお配りしております都市計画道路の変更理由書、都市計画道路の変更計画図をそれぞれご確認くださいと思います。今回の変更により廃止した路線については、今後コンパクトシティ推進整備による交通安全対策の事業として、歩行空間等の整備を行うことで、安全安心で歩きたくなるまちづくりを推進していきます。必要に応じて、新規に都市計画道路を決定していくことも考えられます。以上、駆け足ではございましたが、むつ都市計画の変更に関する説明となります。

議長

ただ今の説明に対し、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

和田委員

上野線の全線廃止とのことですが、学校の上のところからの道路になりますか。

事務局  
(丸谷)

はい、委員のおっしゃるとおり、小学校の上の部分になります

和田委員	あそこが廃止されると、住宅街になっているため、困る人が出てくると思います。
事務局 (丸谷)	委員のおっしゃられた事は、廃止することで路線がなくなるということかと思いますが、都市計画決定をした路線としてなくなるということで、道路自体がなくなるというわけではありませんので、ご理解いただければと思います。
和田委員	了解です。ありがとうございます。
議長	あと皆さんよろしいですか。 それでは、本案のとおり、同意することについて、ご異議ございませんか。
委員（全体）	異議なし
議長	ご異議なしと認め、案について同意することで答申することに決定させていただきます。 次に、意見聴取の1件目、むつ市立地適正化計画の変更案について、事務局より説明をお願いします
事務局 (丸谷)	それでは、引き続き説明をさせていただきます。先ほどと同じく説明の流れについてですが、これまでの経緯、立地適正化計画の変更ということで説明させていただきます。 それでは、これまでの経緯を説明させていただきます。まず、都市計画変更についてですが、都市計画の変更と同様になりますが、本年1月に素案、4月に原案、昨日まで案の縦覧を行い、本日の都市計画審議会となっております。なお、素案から案まで意見を募集しておりましたが、特にございませんでした。また、昨年6月から

9月まで、立地適正化計画に対する意見要望等を募集しておりましたが、こちらについても、意見等はありませんでした。

それでは、今回の変更についてご説明いたします。

今回、立地適正化計画の変更ということですが、国の方で制度が改正されたわけでありましたが、その背景としましては、近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生していることがあります。このことを踏まえ、令和2年9月に都市再生特別措置法や都市計画法が改正されているところであります。

なお、今回の変更は右側にございます赤枠部分についてであります。こちらは全国の立地適正化計画策定自治体におけるハザードエリアの状況であります。災害レッドゾーンと呼ばれるものについては、全国で13都市が含まれております。なお、イエローゾーンについては全国254都市が含まれる状況となっております。レッドゾーンについては、災害危険区域、土砂災害特別警戒地域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域が指定されておりますが、このレッドゾーンにおける取り扱いについては、右側の行為規制等にありますとおり、建築等の規制がかけられているところでありますが、イエローゾーンの浸水想定地域、土砂災害想定区域といったものについては、このような規制はなく、避難体制の整備等を求めるにとどまるものとなっております。このことを踏まえ、都市再生特別措置法第81条第19項の居住誘導区域を定めない区域に地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域が位置付けられたところであります。

ここで各地区における策定当時の居住誘導区域をご覧いただきます。まず、むつ地区ですが、策定当時は災害発生リスクを考慮し、土砂災害特別警戒区域と津波浸水想定区域を除外し、このような居住誘導区域を設定いたしました。続いて、こちらが変更後の居住誘導区域となります。田名部地区にあります代官山公園や第一田名部小学校付近、大湊地区の大平中学校付近に災害レッドゾーンであ

る急傾斜地崩壊危険区域が存在しておりましたので、今回こちらを除外しております。また、災害リスク等を総合的に勘案し、土砂災害と同様にいつ発生するか分からないことから、河川の洪水浸水想定区域の想定最大規模に含まれる家屋倒壊等氾濫想定区域も合わせて除外いたしました。

次に、むつ地区の都市機能誘導区域についてであります。居住誘導区域に都市機能誘導区域が含まれることから、先程ご説明した除外エリア、急傾斜地崩壊危険区域、家屋倒壊等氾濫想定区域に含まれているところについては、同じように除外しております。変更前の居住誘導区域とハザードマップを重ねあわせしたものです。川沿いにあります赤い線を見ていただきますと、今回、急傾斜地崩壊危険区域と一緒に外した家屋倒壊等氾濫想定区域となっておりますので、河川沿いに指定されているようなものになっておりますので、そのような形でご覧いただいた居住誘導区域に変更しているところであります。

続きまして、こちらは各誘導区域ごとに位置付けられる誘導施設を示した図になっておりますが、今回の変更に合わせて、田名部地区には大学を、下北地区には短期大学をそれぞれ新たに位置付けております。

下北地区の短期大学については、立地の維持により、多世代による新たな交流やにぎわいが創出され、地区の魅力や価値が向上することが考えられます。また、田名部地区の大学についても、誘導することにより、多世代による新たな交流やにぎわいが創出され、地区の魅力や価値が向上することが考えられます。

次に大畑地区の変更になります。むつ地区と同様、策定当時は災害発生リスクを考慮し、土砂災害特別警戒区域と津波浸水想定区域を除外しておりました。続いて、こちらが変更後の居住誘導区域となります。上野のあたりに災害レッドゾーンである急傾斜地崩壊危険区域が存在しておりましたので、今回こちらを除外しておりま

す。また、河川の方にも、家屋倒壊等氾濫想定区域が含まれておりますので、こちらの重なる部分については、除外しているところで

す。

こちらは大畑地区の都市機能誘導区域になりますが、除外エリアと重なる部分がなかったことから、今回変更はございません。

こちらは、変更前の居住誘導区域とハザードマップの重ね合わせを示したものです。川沿いにあります赤い部分が、今回除外した家屋倒壊等氾濫想定区域となります。

続いてこちらは、各施設とハザードとの位置関係について示したものです。

以上が、誘導区域についての説明となります。

続きまして、防災指針についてご説明いたします。

こちらは立地適正化計画を図示したものとなりますが、黄緑の部分が立地適正化計画区域で都市計画区域と同様のものとなっております。こちらの青の部分が居住誘導区域、赤の部分が都市機能誘導区域となっておりますが、防災の観点を取り入れたまちづくりを加速化させるということになります。

続きまして、防災指針の内容についてご説明いたします。まず、基本方針については、むつ市津波防災地域づくり推進計画の方針と整合性を取り、逃げるを優先し、住民が安全安心に暮らせる持続可能なむつ市としております。

次に、誘導区域内における取組については、こちらに記載されていることについて、取り組むこととしております。また、誘導区域外については、災害レッドゾーンで開発等の届出がなされた場合、その規模に関わらず、勧告を行い、必要に応じて、誘導区域内の低未利用地等の利用について促していくことを検討します。さらに、災害ハザードエリアからの移転を促進させるため、令和元年度から創設しておりますむつ市空き家等利活用推進事業費補助金が活用できるようにしております。

最後に、災害時に復旧、復興活動で活用が見込まれる施設は、災害の種類に応じた対策を講じる場合を除き、災害ハザードエリアには立地しないこととします。

以上が、防災指針についての説明となります。

また、この他今回の変更では、数値の時点修正や、届出制度に関する追記をしたり、低未利用地の有効利用や適正な管理を促進するための低未利用土地利用等指針なども追加しております。

最後になりますが、これまで取り組んできたことと今回説明した防災・減災に関する取組を組み合わせ、安心して暮らしやすいまちを形成しつつ、誘導区域への都市機能の集積や人口密度の維持などにより、ひかりのアゲハが輝き続けるまちとすることで、人口減少下においても魅力あるまちとし、未来にはばたきつづけるものとしていきたいと考えております。

以上が、立地適正化計画の変更についての説明となります。

議長 今の説明に対し、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

委員（全体） なし

議長 事務局説明のとおり、変更案に同意することについて、ご異議ございませんか。

委員（全体） 異議なし

議長 ご異議なしと認め、案について同意することで答申することに決定します。

次に、意見聴取の2件目、むつ市景観計画案について、事務局より説明をお願いします。



事務局  
(黒沢)

都市整備部都市計画課黒沢さやかと申します。本日は、よろしく  
お願いいたします。早速ですけども、むつ市景観計画についての説  
明をさせていただきます。

私たちは、知ってもらうことで景観に対する意識付けを行い、魅  
力の向上に繋げていきたいと考えています。これまで、当市は青森  
県景観条例及び青森県景観計画により景観法に基づく行為規制等  
を行ってきました。

本年3月1日に景観行政団体へと移行するとともに、むつ市景観  
条例及びむつ市景観条例施行規則を施行したところであり、むつ市  
独自の景観計画を策定することとしたところでもあります。

景観計画で定める内容につきましては、景観法において、必ず定  
める事項と必要に応じて定める事項が示されており、むつ市景観計  
画では、青で示した事項について定めております。景観計画策定の  
目的は、資料のとおりです。景観計画区域は行政区域全域とし、計  
画期間は令和3年度から令和12年度の10年間とします。本計画  
の見直しにつきましては、計画期間の満了による定期的な見直しの  
ほか、必要に応じて改定を行って参ります。

次に、良好な景観形成に関する方針についてご説明いたします。  
景観形成の基本理念は、「はばたく光のアゲハチョウ」としてお  
り、景観形成の基本目標を大きく3つ掲げております。

1つ目は、「多様な自然を生かした景観形成」です。雄大な山々  
や広大な海などの自然景観の保全と活用により、ジオサイトや眺望  
点での景観づくり、海岸線の眺望と海上からの景観づくりに取り組  
んでいくこととしております。

2つ目は、「にぎわいある景観形成」です。光のアゲハチョウが  
輝き続ける景観づくりとして、都市計画や都市整備事業のほか、  
ライトアップなどによる夜間景観の創出に取り組んでいくこととし  
ております。また、公共事業における良好な景観づくりや、地域の  
個性に合わせたアクセント色や多彩な色などによる景観づくりを進

めることとしております。

3つ目は、「人々が躍動する景観形成」です。各地域には、先人たちが築いてきた豊かな歴史や文化を背景に形成された魅力的な景観が守り継がれており、今後も継承していくために、歴史・文化がつながる景観づくりを進めていきます。また、市民参加型の景観まちづくりを進めるなど、市民が主役となった良好な景観づくりに取り組むこととしております。

次に、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項についてです。これまでも、青森県景観条例及び青森県景観計画に基づき、大規模な行為についての届出は義務付けられておりました。

こちらは、届出の対象となる行為の種類及び規模の一覧と景観形成基準についてですが、詳細についての説明は割愛させていただきます。大規模行為にあたって用いる色彩については、「青森県景観色彩ガイドライン」を参考にすることとしますが、禁止する色彩はありません。なお、市と協議の上で個性ある景観を創出することも可能としております。

次に、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針についてですが、地域の景観上重要な要素となる建造物や樹木を指定することで、現状変更が規制され、守り継いでいくことが可能となります。むつ市景観計画では、この方針に基づき、景観重要建造物または景観重要樹木の指定についての検討を進めていくこととなります。

次に屋外広告物に関する事項についてですが、現在は青森県屋外広告物条例に基づく規制を行っており、今後も同条例を適用することとしております。

次に景観重要公共施設の整備に関する事項についてであります。景観形成において重要な役割を担う地域資源を繋ぐネットワークの役割を果たす施設として景観計画区域内の全ての国道、県道、市道を景観重要公共施設に位置づけます。

続きまして、良好な景観形成の実現に向けた取組についてご説明いたします。本計画の実施計画として、「景観まちづくりアクションプラン」を必要に応じて策定し、観光地や眺望点における整備を進めることで、むつ市の魅力を最大限に引き出し、より心に残る景観を形成していけるよう努めて参ります。

他にもさまざまな手法で官民が連携し、景観まちづくりを進めていくこととします。誰かに頼りっきりになるのではなく、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を全うしつつ、お互いを補助し合える関係が良好な景観形成へと繋がっていくと考えます。本計画を定めることによって、むつ市民の景観に対する想いの方向性を揃え、同じ目標に向かって行くことでむつ市がより発展することを目指しております。

最後になりますが、令和3年3月25日から5月14日にかけて実施したパブリックコメントでは、1件の意見が提出されました。内容はお手元の資料のとおりです。我々の考えとしましては、良好な景観の形成に関するご意見として承りますが、むつ市景観計画の変更が必要となる案件ではないと考えます。

以上で景観計画についての説明を終わります。

議長

むつ市景観計画案の説明がありましたが、今の説明に対し、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

坂本委員

私は、日頃車で移動します。大湊のほうにいくところに多くのナナカマドが植えられています。私から見るとすごい悲惨な状況にあります。景観に本当に適している木なのかということを感じていました。また、大畑のバイパスの桜が大変有名ですが、一部、アスファルトが盛り上がっている状態であり、そこの管理をきちんとやってもらいたいと思っています。

また中野沢の写真が出ておりますが、ぜひ子供たちに見ていただ

きたいと思っています。断層があつて、景観上素晴らしいものであると私は考えており、遊歩道があれば、さらによくなると思っています。

事務局  
(中里)

都市整備部長の中里と申します。今のご質問の中で、下北停車場線は県道ということになっております。当時整備する際に、沿線が非常に長いものですから、地域の皆さんと市と県が協力して、ナナカマド通りとして管理を続けてきたのですが昨今、高齢化が進み、町内会の管理や県の予算などから、いろいろ協議を進めているということがあります。私どもとしては市の中にありますので是非、県と市が協力して、景観というものを考えながら、協議していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

それから、大畑の桜ロードになりますが、こちらは国道になります。春は、非常に綺麗に花が咲き、一つの観光名所になっています。桜という木が、非常に狭い場所に植えられている、さらには木が大きくなっているという点から、下に根を張ってその影響が歩道または車道の一部に出てきているということがあります。木が非常に大きくなってきているということで、何年か前に一部大きく伐採して、整備していただきました。結果として、見栄えは物足りないというお声もありますが、道路の安全管理、景観、過ごしやすい環境ということを結びつけながら、県の方に要望していきたいと思っております。ただし、道路の管理者として、地域を支える幹線道路ということをご理解いただければと思います。

中野沢の件についてですが、今後、皆さんの提案をうけながら考えていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

坂本委員

わかりました。

他、何か皆さんありますか。

議長	それでは、事務局説明のとおり、むつ市景観計画を策定することについて、ご異議ございませんか。
委員(全体)	異議なし
議長	ご異議なしと認め、案について同意することで答申することに決定します。 以上をもちまして、予定しておりました議事は全て終了いたしました。なお、本日審議していただきました案件の答申についてではありますが、文書の内容及び日程等については、議長に一任させていただきますと思いますが、ご異議ございませんか。
委員(全体)	異議なし
議長	その他、皆様から何かございませんでしょうか。
委員(全体)	なし
議長	それでは、以上をもちまして、議事を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。
司会	委員の皆様、本日のご審議、誠にありがとうございました。 なお、本日ご審議いただきました案件については、最終決定まで少々時間がございますので、何かありましたら、随時事務局へお問い合わせいただければと存じます。以上をもちまして、第51回むつ市都市計画審議会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。